

平成21年度

福島県環境審議会第2部会議事録

(平成22年1月28日)

1 日 時

平成22年1月28日(木)

午前 13時30分 開会

午後 15時20分 閉会

2 場 所

福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

3 議 事

(1) 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について

(2) その他

4 出席委員

佐藤俊彦(代理:木村光政) 長林久夫 浜津三千雄 引地宏 星サイ子 堀金洋子
渡部チイ子(以上7名)

5 欠席委員

稲森悠平 加藤大蔵 後藤忍 津金要雄 中井勝己 福島哲仁 和田佳代子
(以上7名)

6 事務局出席職員

鈴木次長(環境保全担当)

(生活環境総務課)

菅野 主任主査 他

(水・大気環境課)

石原 水・大気環境課長 他

7 議事内容

(1) 開会(司会) 菅野主任主査

(2) 引地議長(部会長)から、本日審議される議題は、平成21年11月4日に開催された環境審議会全体会で審議がこの部会へ付与されたものであることが確認された。また、本日の議事内容の議決については、福島県環境審議会第8条第8項の規定により、次回開催される全体会の決議をもってなされることが確認された。

(3) 次に、議事録署名人に浜津三千雄委員と堀金洋子委員を指名することが提案され、了承された。

(4) 議事(1)

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について、事務局（石原水・大気環境課長）から別紙資料に基づき説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(長林委員)

今回の水生生物保全の環境基準を設定する場合、基準は現況に見合ったものとするのか、あるいは将来を見据えたものとするのか教えていただきたい。

(石原水・大気環境課長)

現在において魚介類が生息できない水域は、むしろ指定すべきではないという考え方が国から示されているため、基本的には現在の生息状況をベースとして、将来にわたり保全していくということになる。つまり、現況を重視して水質目標を定めることになる。

(長林委員)

水生生物の保全に係わることばかりではなく生活環境の保全に関する環境基準も同じことであるが、阿武隈川は以前、上流部ではC類型であったが、流域の社会的な状況の変化によって水質が改善されてきたのを受け、類型は後追いでB類型に改正されたという例がある。

このため、河川の類型指定というものは、現況を受け後追いで見直ししているが、本来、環境基準の類型を指定することは、河川の総合計画等と合わせ、よりよい河川にしていこうとするものなのか、それともその中間的なものなのか、本審議会でも明確にさせたほうがよいのではないかと思う。

(石原水・大気環境課長)

生活環境の保全に関する環境基準については、参考資料の4ページをご覧ください。阿武隈川の例は、BOD等の生活環境の保全項目のことと思われるが、ここでいう類型指定というのは、利用目的の適合性、つまり、水域の水をどのように利用していくのかという視点に立って類型を指定している。利用目的の例としては、水を上水道として利用するのか、あるいは工業用水として利用するのかなどがあり、その地域の利水計画なども加味して指定している。

今回の指定案では、水生生物の生息状況の適応性という視点で行っているが、水生生物の保全といっても、主として化学物質の濃度基準から指定することになる。生活環境の保全の場合、BOD、SS及び大腸菌群数等に着眼して指定しているが、水生生物の保全については、生物のまとまった個体を将来にわたって保全していこうという視点に立って指定することになる。ただし、希少種は別の法律で保全していく。また、水生生物を保全していくための基準となる対象物質は、農薬のような一過性の急性毒性物質ではなく、慢性毒性物質である亜鉛が選定されており、基準値には餌生物であるヒラタカゲロウが生息で

きる濃度 0.03mg/l が用いられており、当該基準を満たしていれば餌がなくならないため、それを摂取する魚介類の生息も保たれるという考えに基づいている。

また、類型指定の基本目的は、指定によって現在生息している水生生物を将来にわたって保全していこうとするものであり、このため、必要に応じて指定を見直すこともあり得る。特に、魚介類が生息していなかった水域の改善、イワナやヤマメ等が生息するようになった水域の B 類型から A 類型への見直し等である。

なお、本県の水生生物に関する類型指定状況としては、平成 15 年に環境省から設定の考え方が示されたことを受け、全国でも先進的に指定をしている。

(長林委員)

論点の繰り返しとなるが、資料 1 の 2 ページの A と特 A、B と特 B はどのように区別しているのか。

また、今回の指定案では、全ての河川において特 A 及び特 B には該当していないようだが、これまで特 A 及び特 B に指定されている水域があれば教えていただきたい。また、どのような考えに基づき特 A 及び特 B に指定されていたのか。

(石原水・大気環境課長)

類型指定する際に参考としている通知として、参考資料 8 ページの「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」がある。特に保全が必要な水域の区分の考え方は、9 ページの「水生生物保全環境基準」及び 10 ページの 6)「類型指定を行う水域の区分」の④が基となり、当該水域を厳密に細分して指定することは実際に水域の管理にあたって混乱が生じるおそれがあることから、これらが連続する水域を一括して指定することとなっている。さらに、国の中央環境審議会においても、一定区間を断続的に指定することは管理上不都合であるため現実的に好ましくなく、相当区間が保護水域として連続してあるような場合において指定すべきとされている。

これまでの対象河川においては、水産資源保護法で定める保護水域が無く、漁協側で産卵場として保全している区間があるなどの情報が得られていないことから、現時点では特 A 及び特 B は指定していない。

(長林委員)

参考資料 10 ページの 6) の④にある「特に保全が必要な水域」というのは、保護指定であるということか。

(石原水・大気環境課長)

資料 1 の 12 ページの (カ) 保護水面等重要な水域として、水産資源保護法に基づく保護水面に指定されているか、あるいは漁協としてその地域を産卵場として一部分ではない一定区間を保全していくのであれば、特に保全が必要な水域として指定し、保全することとなる。

(長林委員)

水生生物保全の環境基準が設定されても、多くの河川で大腸菌群数が環境基準を満たしていない。大腸菌群数等についても環境基準達成の目標がある。今後、改善指導を行うのか、もしくは原因究明により改善を図っていくのか。

(石原水・大気環境課長)

大腸菌群数に関しては猪苗代湖の水質の問題もあるように、全国のおよそ6割の水域で大腸菌群数の環境基準が超過しているというデータもある。水道法などでは試験法が変わってきているが、水質汚濁防止法に関する大腸菌群数の測定方法については、数年前から言われているが、なかなか改正されていない。大腸菌群数も環境基準項目の一つであることから、基準達成を目標として、当然、様々な施策を講じて改善しなければならないが、大腸菌群の発生源になっているのは必ずしも事業場や生活系の排水ばかりではないため、改善が困難な場合が多い。しかし、相対的に見て水がきれいなところには大腸菌群も少ないことから、大腸菌群数低減のため、生活排水対策やBOD対策も合わせて行う必要があると考えている。

(引地議長)

河川における水生生物の類型指定は、これまで、浜通り、中通りの水域で行ってきた。その際、BODの値がどのように変化していくのか、類型が上のランクになるようにするにはどうすべきか、汚染源は事業所かなどの議論をしてきた。今回も上のランクの類型を目指すために、どこが問題で改善方法は何かなどの議論が必要かと思われる。魚が住めなくなるような河川では困るので、水質改善の対策は、長い目で見て重要であると思われる。

(木村代理委員)

全般に通じることだが、冷水性、温水性の魚介類という分類において、水温が決定的要素として詳細に調査するようになっているが、冷水性及び温水性の魚介類の分類はどのように行っているのか。

(石原水・大気環境課長)

冷水性と温水性の魚介類は、参考資料7ページの表に分類されているが、冷水性を生物A、温水性を生物Bとして分類している。本分類は、中央環境審議会における専門家の意見を踏まえて全国で統一されているものである。

冷水性であるイワナの生息適温は主に15度以下であり、温水性のウナギは10度から32度くらいまで生息できるように、温水性の魚介類は生息適温範囲が広い。冷水性及び温水性の区別の目安としては、平均水温15度前後で判断すべきとされている。ただし、あくまでも目安であって、夏場と冬場では水温が違うことなどから、明確に15度で区切ることはしない。また、冷水性及び温水性の両魚介類が生息する水域では、冷水性の魚介類は暖かいところでは生息できず、逆に温水性のものは冷たいところでも生息できることを踏まえ、魚介類の生息の適応性の観点から、冷水性の魚介類が生息できるかどうか判断の根拠となる。

(木村代理委員)

日橋川の指定案を例とするが、温水性の魚介類が生息する水域に区分することが適当であるというのは、生物Bということになるのか。

(石原水・大気環境課長)

日橋川については、温水性の魚介類のみが生息する水域として、類型は生物Bとなる。

(木村代理委員)

環境基準の表をみても、生息状況の適応性というところには冷水性及び温水性という言葉はなく、生物A及び生物B、分類1及び分類2とある。冷水性及び温水性という分類と、生物A及び生物Bという分類はどのような関係にあるのか。

(石原水・大気環境課長)

参考資料の4ページを御覧いただくと、類型はイの表により分類されることになり、生物Aでは、イワナ、サケ及びマス等は比較的低温域を好むとあるため冷水性としている。同様に、生物Bでは、コイ及びフナ等は比較的高温域を好むとあるため温水性としている。

(堀金委員)

湯川等の水質は以前より改善され、魚類が生息できるようになった。これは地域の方々への努力や県の指導等によるものだと考えている。しかし、大腸菌群の改善が課題だと思う。県ではこれまで行ってきた施策を維持し、各機関に対して指導等していただきたい。

(石原水・大気環境課長)

大腸菌群の扱いは非常に難しく、必ずしも家庭から排出されるものばかりではないということは先程も申し上げたとおりである。山上付近などの水が清らかなところでは大腸菌群は少ないことから、下流の河川もきれいにしていく必要があり、このためには、県だけではなく、市町村や地域の方々、関係団体との協力や連携が不可欠であり、今後も御協力をお願いしたい。

(長林委員)

谷田川の対象区間は、上流から下流の大滝根川合流点までとなるのか。小さい河川であるため類型は生物Aになっていると思われるが、全流域を一括した指定でよいのか。

(石原水・大気環境課長)

谷田川と大滝根川の合流点は谷田川橋のすぐ下流にある。大滝根川は北側の田村市方面から流入し、谷田川が合流してから間もなく阿武隈川と合流する。谷田川については環境基準点が無く、谷田川橋で補助点として測定している。このため、谷田川は上流から下流まで一括した指定と考えている。

(浜津委員)

谷田川以外の河川においては、基準点が中間地点付近にあるが、谷田川では最下流にある。基準点の位置によって河川の水質の評価が変わることとなり、仮に、谷田川の基準点が上流にあれば、上位の類型としての評価も見込まれるのではないかと。実際、谷田川の上

流域は山林であるため水質は良好であり、下流の谷田川橋の周辺は住宅街からの生活排水が流入しているものと考えられる。

なぜ、谷田川の測定地点だけが最下流域にあるのか。基準点の位置が類型のランクに反映されることになるのではないか。

(石原水・大気環境課長)

御指摘のことは重く受けとめたい。河川を評価するための重要な要素として、水質と水量がある。河川を評価するために、測定地点を何点設ければよいのかなどの問題が浮上してくるが、現在の測定地点は、最も効率的な地点として選定されたと思われる。

なお、谷田川の水質測定は、郡山市が行っているため、市へは本件について伝えることとしたい。しかし、基準点を動かすことは、従前のデータとの整合の問題も生じてくるため困難かと思われる。

(浜津委員)

谷田川の谷田川橋付近には阿武隈川の水が混じっている。これは、阿武隈川の水をポンプを用いて谷田川下流域の水田稲作地へ汲み上げ、当該水田の排水が谷田川に流れ込むためである。谷田川の基準点が上流にあれば、谷田川の水だけの測定となる。この問題は今後の課題にしていきたい。

(石原水・大気環境課長)

阿武隈川の影響を受けているのではないかということについては、御意見を承り、今後の課題等にさせていただきたい。

(引地議長)

水質を中心に河川を見ていくと、河川間で大きな差がある。大きな河川の場合には上流、中流及び下流に基準点を設けて測定しているが、水量の少ない河川では、ある程度水量が多くなったところで測定しているようである。あまり下流になり過ぎると他の影響を受けることを考慮する必要もある。環境基準点は、その河川を総合的に評価できる地点として考えていただきたい。

(木村代理委員)

水生生物に関する環境基準の区分において、湯川は生物Aに、濁川は生物A及び生物Bの二つに区分されているが、湯川の生活環境に関する環境基準は、上流がA、下流がBとなっている。湯川については、生活環境の保全の類型がAとBに分かれているのにも関わらず、河川全体で水生生物の保全の類型が生物Aに指定されているのはなぜか。

(石原水・大気環境課長)

湯川については、全流域において冷水性と温水性の魚介類が混在しており、冷水性の魚介類が生息する水域を優先させて、河川全水域を一括して生物Aの指定が適切と考えているためである。

(木村代理委員)

濁川の区分を二つにした理由は何か。

(石原水・大気環境課長)

濁川の上流は冷水性と温水性が混在していることから、冷水性の魚介類が生息する水域としているが、下流には冷水性の魚介類の生息が確認されず、温水性の魚介類のみが生息する水域としているためである。

(引地議長)

22ページにあるように、河川の各基準点でどちらもAになる場合、全体でひとつにまとめずに基準点毎に類型を表示してはどうか。つまり、基準点が3地点なら類型も3つ表示するというようにしたほうがわかりやすいのではないか。

(石原水・大気環境課長)

そのようにさせていただきたい。

(浜津委員)

本類型指定において、基準から外れる地域では、何か事業活動ができなくなることになるのか。

(石原水・大気環境課長)

そのようなことはない。あくまでそこに生息する魚介類を保全するための水質目標であり、基準を超過すれば、原因究明により水質を改善するための対策に用いるものとしての基準である。

(長林委員)

補足となるが、河川の水温は自然現象だけで変わるわけではなく、人為的な起因によっても生じる。例えば、大きな下水道施設が整備されれば、浄化处理水の影響などで下流域の水温は上がることになり、今まで生物Aだけの生息だったが生物Bのみの生息となれば、河川の水温の変化に対して、行政は何かアクションを起こさなければならない。

水域の類型指定の見直しは、このような場合に必要なものと考えていただければよいと思う。

(浜津委員)

我々市民が直接関わる水環境について、水質の悪化等によって指定したものが変化しないよう、行政が管理する基準となるものなのか。

(長林委員)

そういうことになると思う。

(引地議長)

水温や水質で魚介類の生息状況が変わってくるため、両面から見てどういう河川にあるべきか、河川の保全のあり方を考えるのは重要である。

以上で質疑等は終了し、議長から、事務局案の修正につながる意見は出されなかったこ

とから、事務局案を全体会へ報告したいとの提案があり、了承された。

(5) 議事(2)

「その他」については、各委員に発言を求めたが、意見等はなかった。

また、菅野主任主査から、次回は2月10日(水)に環境審議会(全体会)を開催し、「環境基本計画の答申案」、「平成22年度水質測定計画」及び「ダイオキシン類土壤汚染対策地域の区画変更」を審議する旨の報告があった。

これをもって、本日の議事を終了した。

(6) 閉会(司会) 菅野主任主査